掃引周波数幅	チャネル間隔が2.5MHzの場合、2.4MHz チャネル間隔が５MHzの場合、4.8MHz チャネル間隔が10MHzの場合、9.6MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	１サンプル当たり５ms
掃引モード	連続掃引
検波モード	ＲＭＳ
表示モード	マックスホールド
掃引回数	波形の変動が無くなる程度の回数

⑶　隣接チャネル漏えい電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のようにする。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	１MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、バースト送信状態とする。ただし、送信バーストを可変する機能を有する無線設備の場合は、送信バースト時間が最も短い時間に設定する。

⑵　電力は最大出力とし、変調符号は標準符号化試験信号で変調する。標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号に設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力が最大出力となる電力制御の設定を行い、実運用状態で空中線電力の総和が最大となる状態として同時に送信状態となるすべての空中線端子を結合する。

4　測定操作手順

⑴　ＲＭＳ検波機能を有しないスペクトル分析器を使用する場合

ア　スペクトル分析器を２⑴のように設定する。

イ　探索した隣接チャネル漏えい電力最大値の「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」が設備規則に規定する許容値以下の場合は、「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」を測定値とする。

分解能帯域幅換算値は、次式による。

分解能帯域幅換算値＝10log（１MHz／測定時の分解能帯域幅）

⑵　ＲＭＳ検波機能を有するスペクトル分析器を用いる場合

ア　送信バースト時間内においてすべてのサブキャリアが同時に送信する状態にできる場合に限り、スペクトル分析器を２⑵のように設定する。

イ　探索した隣接チャネル漏えい電力最大値の「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値―バースト時間率換算値」が設備規則に規定する許容値以下の場合は、「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値―バースト時間率換算値」を測定値とする。

バースト時間率換算値は、次式による。

バースト時間率換算値＝10log（電波を発射している時間／バースト周期）

⑶　⑴又は⑵において、測定値が設備規則に規定する許容値を超える場合

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定し、⑴又は⑵において設備規則に規定する許容値を超える周波数をスペクトル分析器の中心周波数とする。ただし、電力が最大となる周波数が隣接チャネル漏えい電力の境界周波数から500kHz以内の場合は、境界周波数から500kHz離れた周波数とする。

イ　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

ウ　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

エ　全データの電力総和を次式により求め、バースト時間率の逆数を乗じた値をP_Sとする。

なお、任意の１MHz帯域内のＲＭＳ値を用いる場合も、測定値にバースト時間率の逆数を乗じた値をdBm／MHzに換算し測定値とすることができる。

$$P_S=\left(\sum_{i=1}^{n}E_i\right)\times\frac{S_W}{RBW\times k\times n}$$

P_S　：各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値（W）
E_i　：１サンプルの測定値（W）
S_W　：掃引周波数幅（MHz）
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）
ｋ　：等価雑音帯域幅の補正値
ｎ　：参照帯域幅内のサンプル点数

5　試験結果の記載方法

⑴　上側隣接チャネル漏えい電力及び下側隣接チャネル漏えい電力の最大の１波を周波数とともに、P_U又はP_LとしdBm／MHz単位で表示する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子を結合して測定した値に対し、結合器等の減衰量を補正した結果を記載する。また、それぞれの空中線端子の測定値を求めた場合は、空中線端子測定値の総和を記載する。

6　その他

⑴　スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合は、搬送波と隣接チャネル漏えい電力の相対測定において基準レベルを変更して測定することができる。

⑵　２の搬送波周波数は割当周波数とする。

⑶　測定結果が許容値に対し３dB以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認する。

⑷　スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「ＲＭＳ」を用いることができる。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑹　５⑵の場合は、それぞれの空中線端子の測定値が、設備規則に規定する許容値を空中線の数で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。この場合において、すべての空中線端子において設備規則に規定する許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線の数を乗じた値を記載する。

⑺　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシチ等ですべての空中線端子が同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とする。この場合において、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なる場合は、すべての空中線端子で測定する。

⑻　複数の空中線端子を有する場合であって、アダプティブアレーアンテナを使用する場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

⑼　試験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、２⑶における検波モードをサンプルとすることができる。この場合において、バースト時間内のデータのみ用いる。

九　空中線電力の偏差

1　測定系統図

